

介護保険福祉用具における 種目の評価・検討方法の整理

1 前回の介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会での主な意見

- 前回の評価検討会において、これまでの検討会での議論等を踏まえ、平成10年に示した「介護保険制度における福祉用具の範囲」（7要件）の考え方に基づいた上で、①有効性、②安全性、③保険適用の合理性についてご議論いただいたところ。

前回の主な意見①

（有効性について）

- 日常生活の中で、どれだけ生活スタイルが改善または維持されたのか評価することとしてはどうか。
- ケアプランでの目標の達成にどこまで役立ったのかという視点も必要ではないか。
- エビデンスの指標として、ICFなどを活用してはどうか。
- 介護保険における福祉用具は、利用者本人の自立支援や介助者の負担軽減が目的であるため、機能訓練に資する福祉用具であっても、生活の自立や介助者の負担軽減につなげていくことが必要ではないか。
- エビデンスを求めるとして、評価対象が個々の製品ではないことを踏まえると、種目の一般性をどう考えるのか。
- これまでの評価を整理してみてもどうか。例えば、操作の容易性や安全性、どのような地域でも使える製品の普遍性はどの程度評価されているのか。
- 住宅型有料老人ホームやサ高住での利用と単身高齢者の在宅での利用では、有効性に差があるのではないか。

（安全性について）

- 医療機器は厳密な評価をしているが、種目の審査である福祉用具では困難であり、製品安全はPL法（製造物責任法）で企業側の責任とされているなどの大前提は維持することを前提にしないと、検討会での議論は難しい。
- 福祉用具の利用上の事故情報を関係者に速やかに共有される仕組みが必要ではないか。
- 安全はリスクとベネフィットとのバランスの話であり、リスクのないものは存在しない。リスクを回避するためにはマニュアルが必要であり、メーカーから適切なマニュアルが示されるように仕組むべきではないか。

前回の主な意見②

(安全性について (つづき))

- 利用場面の安全性を事業所の責任として捉えた場合、事業所の責任がどこまでなのか。
- 認知症の視点は重要であり、本人が使うのか、見守りに使うのか、介助者が使うのか、利用場面に応じた視点で考えていく必要がある。
- 情報機器型の製品が福祉用具にも入ってくると、安全の概念が変わってくるのではないかと。今後は、情報上の安全性も含まれるのではないかと。

(保険適用の合理性について)

- 日常生活に欠かせないかどうかといった部分は理解できるが、それ以上の日常生活を満たす部分に対しては、介護保険であることを考えると、一定の前提条件は必要である。多くの製品は介護保険以外の一般市場での供給でもよいのではないかと。
- 日常生活に無関係な機能を伴わないとあるが、何が無関係であるのか線引きは難しい。
- 新型コロナウイルスの影響により、行動変容が起きている。行動変容により保険から外れていく、あるいは保険対象になっていくことも考えられるのではないかと。
- 保険適用となることにより、結果としてどれだけの給付費の抑制につながるのかといったシミュレーションの提案があってもいいのではないかと。

(複合機能について)

- 機能によっては、利用者にとって不要な機能や、機能が付加されたことにより価格が高くなることも考えられるため、個別の適用の際に判断することもあるのではないかと。
- ないよりもあった方がいい機能があった場合をどう考えるのか。また、エビデンスをどこまで求めていく必要があるのか。
- 通信機能はネットワーク環境によって接続不良の問題などが起きるが、高齢者に対応できるのか。また、通信機能等のテクノロジーが付加された製品の保守を誰が行うのかも含めて考える必要がある。
- 通信機能を考えた時に、IoTが進んでいく中、通信機能が標準で入っている段階にきている。通信機能を外す方が却って高価になることも考えられ、そういったことも念頭におくべきではないかと。

2 これまでの介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会における検討の状況

- 近年の検討会における検討の状況をみると、「介護保険制度における福祉用具の範囲」（7要件）に照らした上で、あくまで「種目単位」での評価を行っている。一方、操作の容易性や製品の普遍性等は個別の商品の評価に近い観点であり、評価を行っていない。
- 具体的な評価にあたっては、「提案理由」、「有効性に関する検証結果」、「利用者の状態像」、「安全性」、「衛生性」の項目に沿って、エビデンスデータに基づく有効性や安全性に着目して評価が行われており、ロボット技術を活用した「モーター駆動による歩行器」が支給対象として認められている。

※前回開催（平成29年度）、前々回（平成27年度）の評価結果を整理。

①有効性・安全性のエビデンスに基づく評価

「介護保険制度における福祉用具の範囲」（7要件）のうち該当する要件

1 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの

片麻痺者用四輪歩行器	<ul style="list-style-type: none">・福祉用具専門相談員など指導する側が使用した上で、どのようなリスクが発生するのかという検証がなされるべきである。・居宅で使用する場合の安全性の検証や適合の判断が明確になっていない。
立ち座りサポート機能付チェア	<ul style="list-style-type: none">・安全性など工学的な視点が足りていない。
歩行転倒時の外傷防止エアバック	<ul style="list-style-type: none">・要介護者使用に関するエビデンスについては十分に判断できる内容ではない。
排尿感知機器（感知マット）	<ul style="list-style-type: none">・どの程度の漏れを感知するかによって、かえって介護量が増えてしまうことになる。
排尿予測機器	<ul style="list-style-type: none">・排尿・排便については、これまで欠けていた工学的な視点も含め、研究が始まっている段階であり、時期尚早である。
モーター駆動による歩行器	<ul style="list-style-type: none">・自動制御機能の安全性が確保できるのであれば、買い物など外出支援に一層つながるのではないか。・制御機能がついている分、安全性の面ではプラスである。・「歩行器」の範囲に新たに追加することが適当である。

②保険適用の合理性

(1) 要介護者等でない者も使用する一般製品

「介護保険制度における福祉用具の範囲」（7要件）のうち該当する要件

- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの
(例えば、平ベッド等は対象外)
- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの（一般的に低い価格のものは対象外)

GPSシューズ	・靴に装着するGPSであるが、GPSは安価であり、一般市場としてかなり成熟していくことが期待されているが、これを保険給付にするのはどうかと考える。
歩行転倒時の外傷防止エアバック	・要介護者のためのものというわけではないのではないか。
介護者用腰痛予防ベルト	・介護者が使用するものを福祉用具としてどう考えるか。（一般の生活用品ではないか。）
履物	・一般の品物であり、消耗品であることから対象外である。

(2) 複合機能

「介護保険制度における福祉用具の範囲」（7要件）のうち該当する要件

- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの
(例えば、平ベッド等は対象外)
- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの（一般的に低い価格のものは対象外)

立ち座りサポート機能付チェア	・トレーニング機能、とりわけ骨盤ほぐし機能など、かなり複合機能が付いており、これを一般に要介護者に適用するというのは違うのではないか。
外部通信付電動車いす	・複合機能であるため現行では難しいが、これからIoT化されたものが必要となってくる中で、通信そのものの多様性や利用の責任なども含めて十分に検討する必要がある。

③医療等との関係や介護施設、住宅改修等の他の介護保険制度との関係

「介護保険制度における福祉用具の範囲」（7要件）のうち該当する要件

- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの（例えば、吸入器、吸引器等は対象外）
- 4 在宅で使用するもの（例えば、特殊浴槽等は対象外）
- 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの（例えば、義手義足、眼鏡等は対象外）
- 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの（例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外）

服薬支援機器	・ 医師や薬剤師が管理に関わる必要があることが必要であり、こうした機器を活用して居宅療養管理指導の服薬管理がなされることが望ましいのではないかと。
嚥下機器	・ 医療の観点から使用されるべきであり、危険性やリスクがあるので余程の条件を揃えないと負担がかかる。
動作支援グローブ	・ 治療や身体障害者の装具としてオーダーメイドで作成する方が、可能性のあるものであり、福祉用具貸与にはなじまない。
排尿感知機器（感知マット）	・ 尿が出たことをセンサーで感知して知らせるものであり、起居や移動の基本動作を直接支援するものではない。
転倒時の衝撃緩和機器	・ 住宅改修を伴うものであり、福祉用具貸与としては対象外であると考えられる。

2 これまでの介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会における検討の状況

(参考) ロボット技術を活用した「モーター駆動による歩行器」を支給対象として認めた際に求めたデータ
(平成27年度 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会)

必要資料	仕様・内容
<ul style="list-style-type: none"> ○当該機器の有効性を現す客観的データ ①利用効果について ②適応状態像の明示 ③利用上の安全性 (ユーザビリティ評価でも可) ④メンテナンス方法(衛生性関係等) ⑤従来品との相違点 ⑥リスク分析結果資料(参考) 	<ul style="list-style-type: none"> ○臨床評価結果 <ul style="list-style-type: none"> ・適応状態像(疾患、心身機能障害、活動度、要介護度等)を明確にすること ・日常の利用の中で発生したリスク(ヒヤリハットを含む)を明記すること ・従来品に比べた優位性(機能的特徴)を明確にすること ○該当規格(JIS規格等)または第三者認証等を受けたものは評価結果を添付すること ○規格がない場合は独自の評価結果を添付すること <ul style="list-style-type: none"> * (リスクアセスメントシート等) ○耐用年数・メンテナンス方法(取扱説明書で可)、消毒方法等貸与に対応可能なことを示す資料を示すこと
<ul style="list-style-type: none"> ○当該機器の価格に関する情報(参考) ①メーカー希望小売価格とその根拠 ②想定貸与価格とその根拠 	<ul style="list-style-type: none"> ○製造(輸入)原価、販売費、一般管理費、営業利益、流通経費、消費税等 ○原価の償却期間と想定される貸与価格を明記 ○先発(類似)品の価格分布と当該品の位置づけ
<ul style="list-style-type: none"> ○当該機器の製造流通体制(参考) ①製造体制 ②流通体制 	<ul style="list-style-type: none"> ○年間の製造体制(新規の場合は類似品の実績) ○福祉用具貸与事業所等の流通ルート網や過去の実績等

3 介護保険福祉用具の評価・検討にあたっての論点整理

今後の検討の進め方

- 介護保険における福祉用具の評価・検討方法の整理にあたっては、前回の検討会の意見を踏まえると、短期的課題から中長期的課題まで整理することが考えられる。
- 開発企業等からの要望が一定数、寄せられていることを踏まえると、まずは今年度、短期的課題を整理した上で開発企業等からの要望を評価・検討を行いつつ、中長期的課題に対しては継続的に議論を行ってはどうか。

論点整理①

	前回事務局において提示した内容	短期的課題	中長期的課題
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有効性の評価項目 <ul style="list-style-type: none"> ①利用する対象場面・利用者 <ul style="list-style-type: none"> ・利用場面の特定 ・対象利用者の明確化 ②具体的な効果 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活上の便宜及び機能訓練にどのような効果があるのか ・日常生活の自立に資する効果があるのか 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有効性をはかる指標はどのようなものが考えられるか。 例) ケアプランへの反映、ICFの活用、生活スタイルの維持・改善の症例 等 ○ 機能訓練に資する福祉用具の有効性について、医療機器等との関係に留意しつつ、どう考えるか。 ○ 製品の技術によって有効性に差が出る可能性のある種目の評価方法をどう考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般の住宅や住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の住まいの形態による、有効性の違いをどう考えるか。
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉用具専門相談員が利用対象者へ適合する際の必要情報 <ul style="list-style-type: none"> ・利用が危険と考えられる心身機能の状況 ・利用方法の注意事項 ・保守の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供事業所が適切かつ安全にサービス提供するために必要な情報やマニュアル等をどう求めていくか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用上の事故や福祉用具の破損等の情報について、集約しフィードバックする仕組みを設ける必要はないか。 ○ 情報機器に関する安全性をどう考えるか。

3 介護保険福祉用具の評価・検討にあたっての論点整理

論点整理②

	前回事務局において提示した内容	短期的課題	中長期的課題
保険適用の合理性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般国民との公平性や経済的負担を判断する視点 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における機能として欠かせないもの ・上記機能とは無関係な機能を伴わないもの ・他のサービスや製品等の代替がきかないもの ・一般的に低価格のものではないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「日常生活上で不可欠な機能」の許容される範囲をどう考えるか。 	
複合機能	<p>※ 通信機能等の複合機能を搭載した福祉用具の許容される機能の範囲や評価方法を議論。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複合機能の可否の判断にあたり、個別の適用の際に、判断することについてどう考えるか。 ○ 複合機能のエビデンスはどこまで求める必要があるか。 ○ 通信機能を備えた福祉用具のメンテナンスをどう考えるか。 	

3 介護保険福祉用具の評価・検討にあたっての論点整理

短期的課題に対する考え方の視点①

	短期的課題
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有効性をはかる指標はどのようなものが考えられるか。 例) ケアプランへの反映、ICFの活用、生活スタイルの維持・改善の症例 等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機能訓練に資する福祉用具の有効性について、医療機器等との関係に留意しつつ、どう考えるか。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製品の技術によって有効性に差が出る可能性のある種目の評価方法をどう考えるか。
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供事業所が適切かつ安全にサービス提供するために必要な情報必要な情報やマニュアル等をどう求めていくか。

考え方の視点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険における福祉用具における種目単位の評価・検討にあたっては、例えばICFなどを参考に考えられるエビデンスの評価項目を整理してはどうか。 ・ ただし、ケアプランのような個々の状況を加味する評価は、種目の認定後に福祉用具専門相談員が適合するものであり、種目単位の評価として難しいのではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険の福祉用具における機能訓練の効果について、専門職の評価に基づき計画的に訓練指導を行うことによって発揮される効果は含めないことと整理してはどうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 種目単位で規定した後の類似製品の有効性の判断をどう担保するか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営基準におけるサービス提供事業所の安全責務（安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与、安全性の点検、使用方法の指導、修理等）の内容を遵守するために必要な情報を求めてはどうか。 ・ また、運営基準において、サービス提供事業所は「当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付」することとされていることを踏まえ、上記の内容を記載したマニュアルを求めてはどうか。

3 介護保険福祉用具の評価・検討にあたっての論点整理

短期的課題に対する考え方の視点②

	短期的課題
保険適用の合理性	○ 「日常生活上で不可欠な機能」の許容される範囲をどう考えるか。
	○ 複合機能の可否の判断にあたり、個別の適用の際に、判断することについてどう考えるか。
複合機能	○ 複合機能のエビデンスはどこまで求める必要があるか。
	○ 通信機能を備えた福祉用具のメンテナンスをどう考えるか。

考え方の視点
<ul style="list-style-type: none"> 「日常生活上で不可欠な機能」については、個々の状況に応じて様々であり、明確な線引きをすることは困難なため、一般国民との公平性や経済性、有効性等の観点から総合的に勘案して判断してはどうか。 その上で、複合機能については、介護保険の福祉用具本来の目的である利用者本人の自立助長や介助者の負担軽減に着目した観点から総合的に勘案して評価することとしてはどうか。
<ul style="list-style-type: none"> 専門性や高度な技術を要するメンテナンスに関しては、開発企業等との連携が必要ではないか。

中長期的課題に対する考え方の視点

	中長期的課題
有効性	○ 一般の住宅や住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の住まいの形態による、有効性の違いをどう考えるか。
安全性	○ 利用上の事故や福祉用具の破損等の情報について、集約しフィードバックする仕組みを設ける必要はないか。
	○ 情報機器に関する安全性をどう考えるか。

考え方の視点
<ul style="list-style-type: none"> これまでは一般の住宅向けの福祉用具が中心であったが、今後、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等での使用を想定する福祉用具が出てきた場合は、職員による支援体制やバリアフリー構造等の居住環境等の違いに着目して有効性を評価・検討することとしてはどうか。
<ul style="list-style-type: none"> 運営基準において、サービス提供事業所は「事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う」こととされていることを踏まえながら、必要な対応を今後検討してはどうか。
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者への情報機器の普及状況を見ながら、必要な対応を整理してはどうか。

4 介護保険福祉用具における評価・検討方法の整理（案）

- 前回事務局において提示した内容について、短期的課題に対する考え方の視点を踏まえると、以下のとおり整理することができないか。

①有効性の評価

評価・検討の視点

- 介護保険の福祉用具の有効性の評価にあたっては、以下の内容を整理することとしてはどうか。
- ① 利用する対象場面・対象利用者
 - ・ 日常生活上どういった場面で利用するものなのか。（利用場面の特定）
 - ・ 認知症状含めて、どういった心身機能の低下や日常生活に支障がある者に有効なのか。（対象利用者の明確化）
 - ② 具体的な効果
 - ・ 介助者の負担軽減を含め、日常生活上の便宜及び機能訓練にどのような効果があるのか。
 - ・ どのような日常生活の自立に資する効果があるのか。
 - ・ ただし、機能訓練においては、専門職の評価に基づき計画的に訓練指導を行うことによって発揮される効果は含めないこととする。

（参考1） 現行の貸与種目の日常生活上の場面の例 ※現行の貸与種目を日常生活上の場面に振り分けたイメージ。

日常生活上の場面			
基本動作（起居等）	移動	排泄	見守り
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊寝台（介護ベッド） （付属品含む） ・ 床ずれ防止用具 ・ 手すり ・ 体位変換器 ・ 移動用リフト 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす（付属品含む） ・ 手すり ・ スロープ ・ 歩行器 ・ 歩行補助つえ ・ 移動用リフト 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動排泄処理装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症老人徘徊感知機器

（参考2） 利用する対象場面・対象利用者の具体例（車いす利用の場合）

対象場面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室内外の移動場面
対象利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩けない者や長時間歩くことが困難な者（要介護2以上を想定） ・ 電動車いすは、認知症状がある場合、電動車いすの安全な操作方法を習得することが困難と考えられるため、使用は想定しにくい。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動する場面を前提に、自力での歩行が困難な者に対して、居室内外の移動を補助することが可能となることにより、入浴や排泄等のみならず、外出などの社会参加が自立して出来るようになる。

4 介護保険福祉用具における評価・検討方法の整理（案）

①有効性の評価（続き）

具体的な効果を示すためのエビデンスデータの例

- 福祉用具の種目に応じて有効性が異なることを踏まえ、ICFの概念などを参考に、考えられるエビデンスの評価指標を示した上で、当該製品に応じた考えられる効果として適切な指標を選択し、エビデンスデータを示すとともに、どれだけ生活様式が改善又は維持されたのか具体的な症例を求めることとしてはどうか。

<日常生活上の便宜又は機能訓練の有効性の指標の例>

運動機能	筋力、持久力、筋電図
精神機能	意欲（VI）、認知機能の評価指標
皮膚の状態	褥瘡指標、体圧分散、サーモグラフィ
排泄機能	排尿・排便の回数
基本・生活動作	歩行速度、歩行バランス、日常生活動作の可否・遂行時間・頻度
介助の負担	介助者の時間や回数、介護負担尺度

<自立助長の効果の指標の例>

- ・ 利用者の自立度（BI等のADL評価指標を活用）
- ・ 利用者の要介護度の維持・改善
- ・ 社会生活の変化（行動範囲、外出頻度、QOL評価等の評価指標を活用）

個別性の高い福祉用具の有効性の評価方法

- 個別性の高い製品の評価・検討にあたっては、貸与種目として妥当と判断された場合であっても、他の類似製品の有効性を保険者によって判断することが困難な場合が想定されるため、当該類似製品については、別途有効性を確認するために本検討会において個別に評価・検討を行うこととしてはどうか。

②安全性の評価

評価・検討の視点

- 介護保険の福祉用具の安全性の評価にあたっては、利用場面上の安全を担保することができるよう、福祉用具専門相談員が利用対象者へ適合する際に必要と考えられる利用者及び福祉用具の情報を整理してはどうか。
 - ① 利用が危険と考えられる心身機能の状況
 - ② 利用方法の注意事項
 - ・ 挟み込みによるケガや誤使用によって他者に危害を加える恐れがある等の危険性が確認される場合は、安全利用の注意点を整理する。
 - ③ 保守の方法
- また、運営基準において、福祉用具貸与事業者は安全で正常な機能を有する福祉用具を提供しなければならないとされているほか、利用者に対する使用方法や使用上の留意事項等の説明義務、修理等のメンテナンス義務等が定められている。
- こうした点を踏まえ、具体的な整理にあたっては、当該福祉用具の利用時のヒヤリハット等の事例の聴取や、事務局において利用にあたり危険が生じると考えられる仮説を要望する開発企業等に対して提示し、それに対する対応策のほか、可能な限り利用安全マニュアルを求めることとしてはどうか。
- さらに、運営基準において福祉用具事業所は「事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う」こととされていることを踏まえ、新たな種目の設定後においても安全性が不断に確保されるよう、必要な対応を今後検討してはどうか。

4 介護保険福祉用具における評価・検討方法の整理（案）

③保険適用の合理性の考え方

評価・検討の視点

- 介護保険制度は公的保険で賄われており、一般国民との公平性や経済的負担を考慮する必要がある一方、日常生活上必要不可欠な機能や一般の生活用品との明確な線引きが困難なことを踏まえ、一般国民との公平性や経済性、有効性、保険給付への影響等の観点から総合的に勘案することとしてはどうか。

（考慮する視点）

- ・ 日常生活における機能として欠かせない
 - ・ 左記機能とは無関係な機能を伴わないもの（※）
 - ・ 他のサービスや製品等の代替がきかないもの
 - ・ 一般的に低価格なものではないもの
- ※ 複合機能の評価方法で別途整理。

複合機能の評価方法

- 複合機能の評価にあたっては、利用者にとって不要な機能かどうかは個々の状況によって様々なことから、保険者や福祉用具専門相談員において、個別の適用の際に判断することが考えられる一方、判断結果にばらつきが生じる恐れがある
- そのため、介護保険の福祉用具本来の目的である利用者本人の自立助長や介助者の負担軽減に寄与するものかどうかの観点から、総合的に勘案することとしてはどうか。

（考慮する視点）

- ・ 本来目的の機能と一体不可分な機能であるもの（本来目的を果たすための機能として必要かどうか、本来機能を補完するものかどうかにより判断。）
- ・ 複合機能が日常生活における機能として欠かせない

※ 現行において、通信機能を有する福祉用具で認められているものは「認知症老人徘徊感知機器」のみであるが、上記の整理に照らすと、通信機能であっても上記の考え方に当てはまる場合は、評価を行ってはどうか。

複合機能を搭載した福祉用具のメンテナンス

- 通信機能等を搭載した福祉用具においては、事業者だけではメンテナンスが困難な場合が想定されることから、当該福祉用具のメンテナンスに関しては、開発企業等と連携することも含めて、対応を促していくこととしてはどうか。

參考資料

(参考) 平成29年度第1回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の評価結果

■平成29年度第1回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会（前回開催）での評価①

開発企業等からの提案内容	福祉用具名	片麻痺者用四輪歩行器
	提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・本製品は、肘で重心を支え、支持基底面を広く取ることにより、立位、歩行の安定及びスムーズな重心移動が確保され、歩行の安定性と速度を上げることが可能になる。 ・歩行が不安定で外出やショッピングなどの長い距離の歩行には車いすを使用していたケース、そのことが原因で外出に消極的になっていたケースに適応がある。 ・利用者の行動範囲を安全・効率的に拡大させることが可能であり、自己実現の幅を広げ、介護度進行の予防効果を期待できる。
	有効性に関する検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内で普段はT字の杖や車いすを使って生活されている利用者について、歩行が安定し、歩行スピードが上がった事例がある。担当のケアマネジャーに状況を聞くと、「両手で使用する歩行車を購入予定であり、前に進みづらく困っていた。本製品を紹介いただき、利用者の身体状況に合い良かった。一人で買い物に行け、気持ちも前向きになったように思われる。」など賞賛されていた。
	利用者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> ・介護度2で杖歩行は可能だが、杖歩行時に健足の腿の付け根に痛みを訴え、車いすに頼りがちな生活をされている方が本製品を使うことにより、左右のバランスが良くなり腿の付け根の痛みも緩和した。このように、回復期後期から維持期にかけて車いすに頼りきった生活をされている方を利用者像としている。
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・設計上は、専門機関から、歩行器としては問題ない評価を得ている。使用に当たって、本製品に置いて行かれるような歩行が懸念されるが、正しい使い方をすればリスクは回避できる。そのためにも、理学療法士、作業療法士、福祉用具専門相談員など専門家の指導の下で使った方が良いと考える。
	衛生性	<ul style="list-style-type: none"> ・肌に触れる部分は、肘置きカップ部分とグリップ部分である。肘置きカップのカバーは、洗濯が可能な素材で洗濯することにより、衛生を保持することができる。グリップ部は、合成ゴムを使用しており、アルコール清拭で衛生を保持できる。

検討会での評価

- ・これを歩行器として見るか、杖として見るかという観点が必要である。屋外での使用や横方向にかかる力をどう支えるかなどを検証していくことが必要である。
- ・福祉用具専門相談員など指導する側が使用した上で、どのようなリスクが発生するのかという検証がなされるべきである。
- ・将来性のある機器の可能性はあるが、居宅で使用する場合の安全性の検証や適合の判断が明確になっていない。

■平成29年度第1回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会（前回開催）での評価②

開発企業等からの提案内容	福祉用具名	GPSシューズ
	提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに向けて、行政として支援体制の整備に努めているが、徘徊者を何の手がかりもなく闇雲に検索することは非常に効率が悪く、発見まで時間を要している。もし、本製品が介護保険の対象になれば、効率的に徘徊者を検索することができ、徘徊者の早期発見が可能となり、介護家族や地域の負担がかなり軽減される。
	有効性に関する検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的に徘徊高齢者を検索することができ、徘徊高齢者の早期発見が可能となり、認知症患者の安心安全が確保され、介護家族や地域の負担がかなり軽減される。
	利用者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> ・徘徊のある認知症の方、徘徊のおそれのある認知症の方
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・GPS端末と民間会社の簡単位置情報サービスを利用し、徘徊者の位置情報を素早く検索するとともに、身柄の保護や事件・事故を未然に防ぐことを可能とした。GPS機能を使うため、誤差の少ない位置情報が得られる。GPS端末は、小型タイプで場所を取らないため、履きなれた靴に合わせる事が可能である。
	衛生性	<ul style="list-style-type: none"> ・特筆なし。

検討会での評価

- ・靴に装着するGPSであるが、GPSは安価であり、一般市場としてかなり成熟していくことが期待されているが、これを保険給付にするのはどうかと考える。
- ・実際に徘徊した後、対象者をどうフォローするのかという体制が整っていない中で、運用をどうしていくかという問題が大きい。
- ・現状、GPS自体は検索する機能であり、認知症老人徘徊感知機器から逸脱するのではないか。
- ・介護者の負担が大きくなっている中で、運用の仕方を考えながら議論を重ねていくことに希望を持つところである。

■平成29年度第1回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会（前回開催）での評価③

開発企業等からの提案内容	福祉用具名	立ち座りサポート機能付チェア
	提案理由	<p><期待される効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち座りが楽になることにより、日常生活が活発化・身体機能が向上し、介護保険費の抑制につながる。 ・トレーニング量数値化機能があるため、身体状態を把握することができ、予防する対策が打てる。 ・トレーニングや活動情報（立ち座り回数）により、本人や遠方に住む家族も安心して過ごすことができる。 <p><保険対象の必要性・妥当性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体状態の変化によって使用できる期間が短くなる可能性があり、低価格で貸与できる仕組みが必要である。 ・介護保険費の抑制のための先行投資として、位置づけるべきである。
	有効性に関する検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち座りの軌道やトレーニング（前傾姿勢、骨盤動作、太もも上げ等）は、理学療法士の指導を受けている。（通所介護事業所の運動トレーニングにも採用） ・どの運動メニューを行うかは、本人の身体状態に合わせ、ケアマネジャーや専門職の意見に基づきカスタマイズする。 ・通所介護事業所では効果が出ており、日常生活活動の向上に有効であると考えられる。
	利用者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢筋力低下、脳疾患障害による片麻痺、姿勢が乱れやすいパーキンソン症候群等、立ち座りに不安な方
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・座面が上昇したときに滑り落ちてしまう 対策：上昇角度を制限すること、座面のクッション性、滑りにくい素材を使用することにより滑り落ちを防ぐ 禁忌：立ち座りに介助を要する人が単独で使用する ・着座時に停電が起こり、座れず滑り落ちてしまう 対策：電力喪失した場合でも、座面位置が下がる ・ボタンの誤操作 対策：音声により誤操作を指摘
	衛生性	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食物、汚物等が椅子布地及びスイッチ操作部へ付着することが予想されるため、アルコール消毒液、水等での拭き取り可能な素材により、必要に応じ、防水性を確保している。
検討会での評価		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>トレーニング機能、とりわけ骨盤ほぐし機能など、かなり複合機能が付いており、これを一般に要介護者に適用するというのは違うのではないか。</u> ・<u>安全性など工学的な視点が足りていない。</u>

■平成29年度第1回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会（前回開催）での評価④

開発企業等からの提案内容	福祉用具名	歩行転倒時の外傷防止エアバック
	提案理由	<ul style="list-style-type: none"> 歩行用エアバックの問題点の解決や流通には、行政の支援が必要な余地が多く存在する。特に、エアバック作動時のエア注入爆発音が大きく、大きな騒ぎを起こしかねず、また、高齢者の使用が多いため、心臓発作などの危険性も考慮しなければならない。そういった事情を鑑みると、一中小企業ではなく、行政のバックアップが大変必要なことになると考えられる。
	有効性に関する検証結果	<ul style="list-style-type: none"> 先行投資的発想ではあるが、多くの歩行困難者や要介護者、身体障害者の生活の助けになる。
	利用者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> バイクや自転車用のエアバックは、かなり開発や実用・運用が進んでいる。また、事故後のケアを考えれば、国や自治体が負担する部分も結局は多くなるとも考えられることから、増加していく要介護者への受け身のアプローチではなく、「安全で健康的で安心」な歩行ができる介護用品の提供という思考の介護商品開発は、介護、高齢者、その将来の多大な予備群への対策にもつながる重要な思考手法におけるコンセプトとも考えられる。
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> 特筆なし。
	衛生性	<ul style="list-style-type: none"> 一度作動すると再利用のためにエアバックのたたみ直しや、圧縮エアポンベの再装填などが必要になり、単体企業の開発販売では全国対応は難しく、行政の協力や指導を強く感じる。
検討会での評価		<ul style="list-style-type: none"> 工事現場などでは実績はあるようだが、<u>要介護者使用に関するエビデンスについては十分に判断できる内容ではない。</u> <u>要介護者のためのものというわけではないのではないか。</u>

■平成29年度第1回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会（前回開催）での評価⑤

開発企業等からの提案内容	福祉用具名	介護者用腰痛予防ベルト
	提案理由	<ul style="list-style-type: none"> 介護現場では、コルセット等を装着して腰痛を緩和・予防している。しかしながら、その基本は安静を保つものであり、動作に対するサポート機能は有していない。在宅ではリフトなどの介護用具を使うことも進められているが、導入費用やスペースの問題があり、実際の介護現場では導入例が少ないのが現実である。本製品を使用することにより介助時に十分な姿勢を確保できるため、利用者・介助者双方の負担軽減となり、介護現場で問題視されている腰痛の予防となる。また、介助者の身体の不調は介助ができなくなることに直結するため、利用者にとっても大きな意味を持つ。
	有効性に関する検証結果	<ul style="list-style-type: none"> 成人男性4名の荷物（10kg）持ち上げ動作時に、脊柱起立筋と大腿二頭筋の表面筋電図を計測した。前屈姿勢では、背面が60mmほど伸び、弾性材の張力に変えることにより、腰を支える筋の負担を軽減する。非着用時を基準としたときの着用時の最大筋電位の平均値は脊柱起立筋で14%減少、大腿二頭筋で10%減少となり、前屈姿勢での動作を行った際の筋活動量が軽減していることが確認された。
	利用者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> 在宅現場においてベッド上の体位変換や起立補助、入浴介助などに腰に不安を抱える介助者
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> 電力を使用したモーター等を使用せず、弾性素材の張力により動作補助を行うため、漏電、高温による火傷等の心配がない。使用している弾性素材は、1日に100回、月25日、1年間使用想定と安全率を考慮した5万回の繰り返し伸縮試験により、約90%の伸縮強度を保つことを確認しており、使用頻度により前後するが、約1年間機能が変化しない状態で使用することが可能である。
	衛生性	<ul style="list-style-type: none"> 普段の使用の際の管理方法 金属部品等を一切使用せず、衣類素材で構成されており、水又はぬるま湯による手洗いが可能である。 再レンタルの際の衛生管理方法（消毒方法関係） アルコール噴霧による消毒を行う。

検討会での評価

- ・介護者が使用するものを福祉用具としてどう考えるか。
- ・施設の職員は腰痛の問題があるので、労働者の安全を守るという意味合いで使用されるものではないか。
- ・在宅において、これを装着してから介護をするのは、煩わしさもあり、難しい。

■平成29年度第1回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会（前回開催）での評価⑥

開発企業等からの提案内容	福祉用具名	服薬支援機器
	提案理由	①要介護者等の服薬行動の自立支援及び介助者の負担軽減に資する。②薬の飲み過ぎ、飲み間違いを防止し、要介護者に適応する。③医療現場ではなく在宅での服薬支援を行う。④利用者宅の卓上に置くことができ、家庭用コンセントで使用可能。⑤正しい時間に正しく薬を服用するという日常生活の行動支援を行う。⑥価格が12万円で個人購入には金銭的負担が伴う。⑦工事不要、簡単に利用・引き揚げ可能。また、本品は、在宅介護の現場において服薬介助の課題を受けて開発した製品。
	有効性に関する検証結果	利用者アンケートとインタビューにより下記の結果が得られた。 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導を行っている薬剤師へのアンケート（N=22）では、従来ツールの代替として使用している、利用者の服薬行動が自立した、服薬に対する意識向上につながった、家族介護者の負担軽減につながった、との結果を得た。 ・自治体の事例（N=3）では、服薬行動の自立、服薬に対する意識向上につながり、介護士・ケアマネジャー・薬剤師連携にて服薬の適正化が図れた。 ・自治体の事業（N=2、H28年5月より開始）では、導入目的（飲み忘れ防止など）は達成された/服薬に対する安心感が向上した。
	利用者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の服薬カレンダー等が適合せず毎日の服薬行動に介助が必要な方/日常的に薬を飲み忘れる方/日時が分からないことで適切な薬を準備できず薬を飲み間違える方/認知症の中核症状である記憶障害により、服用したことを忘れ重複服用する方/軽度認知障害～中程度認知症の方
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・セットされた薬のみが指定時間に排出される。再度、取り出しボタンを押しても、次の時間までは排出しないため、飲み過ぎ、飲み間違いのリスクが軽減される。 ・リスクアセスメントによる機器安全性確保（JIS B9700）を参照し、危険源に対する保護方策を実施。残留リスクに対しては、運用面の注意喚起を取扱説明書へ記載済み。
	衛生性	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、食卓、ベッドサイドなどで使用する。機器から薬を出して飲むためのものであり、排泄や入浴等とは異なり衛生的リスクは低いと想定している。 ・本体又は付属品について、通常のメンテナンスは、エチルアルコールや非イオン系界面活性剤等市販の除菌クリーナーで可能。また、付属のピルケースは水洗いが可能であり、比較的簡単にメンテナンス管理ができる。

検討会での評価

- ・服薬の管理は重要な問題であるが、医師や薬剤師が管理に関わることが必要であり、こうした機器を活用して居宅療養管理指導の服薬管理がなされることが望ましいのではないか。
- ・誰かが機器の中に薬を間違わずに入れる必要があり、家族のほか、訪問介護や訪問看護などの専門職の関与も必要になってくるのではないか。

■平成29年度第1回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会（前回開催）での評価⑦

開発企業等からの提案内容	福祉用具名	動作支援グローブ
	提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・本製品で握力のサポートをすることにより、日常生活活動の向上(例えば、スプーンを持つことやコップを持つこと)が期待でき、訪問介護、訪問リハ等の利用回数の低減ができる。また、麻痺等の後遺症がある要介護者等に対し、在宅で使用ができ、物理的に手指を動かすことができることで神経系への刺激が期待でき、機能訓練の効果が見込まれる。
	有効性に関する検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・頸髄損傷の人を対象とした試験において握力支援効果を確認
	利用者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> ・残存機能では握力が乏しく、物を把持できない状態の方。病気や怪我の後遺症などにより手指が拘縮している方
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・グローブの制御回路はON-OFFスイッチを使用してバルブを開閉するだけの単純な構造のため、故障のリスクが低い。 ・衛生管理面に関する対応として、グローブ部は金属部品等を一切使用せず、衣類素材で構成されており、コントローラと分離することで水又はぬるま湯による手洗いが可能である。
	衛生性	<ul style="list-style-type: none"> ・グローブ部は全て衣類素材で構成され、電子部品や金属部品は組み込まれており、水洗いが可能。食事の自立支援に使用して汚れても、洗って衛生的に使用できる。
検討会での評価		<ul style="list-style-type: none"> ・治療や身体障害者の装具としてオーダーメイドで作成する方が、可能性のあるものであり、福祉用具貸与にはなじまない。

■平成29年度第1回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会（前回開催）での評価⑧

開発企業等からの提案内容	福祉用具名	排尿感知機器（感知マット）
	提案理由	<ul style="list-style-type: none"> このシステムの大きな特徴は、個人認証ができることである。個人の排泄パターンを自動的に理解し、極力トイレでの排泄を行うことと介護者の負担を軽減する。尿感知パット、非接触型の尿感知マット、ハンディ型感知機を利用して排尿を感知し、むれ・かぶれ・床ずれなどの2次トラブルを軽減する。どのタイプの紙おむつや尿取りパットにも利用できる。
	有効性に関する検証結果	<ul style="list-style-type: none"> 自動的に排尿を感知し、適切な通報を受信出来れば、介護者の負担軽減に役立ち、介護される側も不快感を軽減することができる。このシステムの大きな特徴は、個人認証ができることであり、個人の排泄パターンを自動的に理解し、極力トイレでの自立排泄を行うことを目的としている。
	利用者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> 紙パットに内蔵された薄いフィルム状の特殊ICタグが排尿を感知し、ベッドマットの下に敷設したフィルム状のアンテナに信号を送る。通報は、メールやナースコール、専用ブザーなど身近のものに送信できる。看視時間は、1分から60分毎など、24時間365日自由に設定できる。
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> 世界基準ISO 15693規格に対応し、通信方式は電磁誘導方式で使用交信周波数としては、13.56MHzを使用し郵政省の技術基準適合証明を取得している。
	衛生性	<ul style="list-style-type: none"> 吸水性・通気性の高い「大人用おむつ」の使用など、日常を清潔な状態に保ち、陰部洗浄など適切な排泄ケアを行うことで交換時期が明確に分かれれば、排泄物の刺激から肌を守り、2次トラブルを防止できる。定期的な確認を余儀なくされた今までのおむつ交換から、排泄時の信号受信によりの確に交換時期を通報するシステムは、衛生面でのリスクを軽減する。
検討会での評価		<ul style="list-style-type: none"> 尿が出たことをセンサーで感知して知らせるものであり、起居や移動の基本動作を直接支援するものではない。 どの程度の漏れを感知するかによって、かえって介護量が増えてしまうことになる。

■平成29年度第1回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会（前回開催）での評価⑨

開発企業等からの提案内容	福祉用具名	排尿予測機器
	提案理由	<ul style="list-style-type: none"> 自立排泄の達成は、自立生活を実現する上で非常に重要である。現状の要介護者に尿漏れがある場合、オムツ等での対応のみでは、自立排泄や自立生活支援の達成、何よりも要介護者の尊厳維持には不十分。 また、介護をする側も排泄のタイミングが分からないため、排泄後の処理等で排泄ケアは大きな負担になっている。本製品において、事前に排尿のタイミングを要介護者と介護をする側に伝達することにより、これらの悩み・負担を軽減することを可能とした。
	有効性に関する検証結果	<ul style="list-style-type: none"> 本製品は、自治体の認証を受けている。これは、自立支援につながるかを介護施設でのモニター評価に基づき、専門家に意見を伺い、自治体が認定を判断するものであり、「人格・尊厳の尊重」、「活動能力の活性化」、「利用しやすさ」の項目で非常に高い評価を得ている。 また、実際の利用者から以下の声を多数いただいている。①QOL向上：表情が明るくなり、発言量が増えた、家族も喜ばれている、②負担軽減：夜間失禁がなくなった（減った）、深夜徘徊がなくなった、トイレ誘導の空振り又はトイレ誘導回数が減った（22回→4回）、③コスト削減：消費財（オムツ）の使用量が減った（月額：13,000円→7,000円）
	利用者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> 対象は自立排尿が困難でありサポートが必要な要支援・要介護者。自立排尿が困難となる原因として、日常生活活動の低下等によりトイレの準備に時間がかかり間に合わない方、認知症等でうまくトイレのタイミングを伝えられない方、その他、自立排泄に関する悩みを抱える要支援1から要介護5の方々。
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> バッテリー：電気用品安全法に則り、PSE認定を取得したバッテリーを使用している。 静電気耐性：IEC61000-4-2試験規格に則って静電気放電試験レベル2をクリアしているため、人体又は使用環境により発生する静電気の影響で故障する可能性は極めて低い。 防水性：防水機能を有しないため、水洗いを禁止している。水没した場合は、故障の可能性はある。 感電リスク：本デバイスは、リチウムイオンバッテリー（公称電圧3.7V）で動作し、商用電源と分離されているため、感電リスクは十分に小さい。 装着補助具：装着に用いる固定テープ及びジェルは、皮膚に対して極低刺激性を有するものを推奨している。万が一、かゆみ、発疹などの症状が現れた場合は、速やかに使用を中止していただく。
	衛生性	<ul style="list-style-type: none"> 直接下腹部に装着する仕様上、便・尿による汚染のリスクは考えられるが、常時装着型ではなく充電時に取り外しを行うため、その際に汚れが気になる場合は清拭を行うことが可能であり、常に清潔に保つことは容易である。

検討会での評価

- ・排尿・排便については、これまで欠けていた工学的な視点も含め、研究が始まっている段階であり、時期尚早である。
- ・こうした機器の活用にあわせた家族や専門職による介護の体制ができていない。
- ・排尿予測を感知した後の問題も含めて介護であり、開発者側も、介護現場の方々と共に、こうした介護を想定した開発を進めてほしい。
- ・頻尿の人などのデータを積み、どの辺りにターゲットを絞っていくのかを見極められると良い製品になっていくのではないかと。

■平成29年度第1回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会（前回開催）での評価⑩

開発企業等からの提案内容	福祉用具名	緊急時外部通報機器
	提案理由	<ul style="list-style-type: none"> 自治体が実施した「65歳以上の方の生活調査」における「転倒」に関する調査項目では、43.4%の人が「転んだことはないが、転倒に対する不安が大きい」と回答している。実際32.3%の人が「この1年間に転倒したことがある」と回答しており、転倒を防ぐための見守りの必要性を示唆している。要介護者の在宅生活において、見守り介護が重要な役割であるとともに、それを必要とする要介護者数も今後増加していくと考えられる。 現状の離床センサーは屋内でしか発報できないが、外出中にも報知を受けたいというニーズは一定数以上あり、離れて暮らしている世帯では定期的に訪問して確認する負担の軽減が可能である。
	有効性に関する検証結果	<p>要介護者の負担低減として以下の項目が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外出時に要介護者の様子を知ることにより、やみくもな不安の軽減が図れ、フルタイム勤務や短時間の外出が可能になった。 一定時間ベッドにいないときに発報する機能により、転倒などの異常を早期に発見することができた。 夜間の定期的な見守りを寝具から出ずに確認することができるため、睡眠時間を確保することができた。
	利用者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきりで一日の大半をベッドで過ごす要介護者を介助している世帯（要介護度：高） 日中又は夜間に独りとなる要介護者の居る世帯（要介護度：中） 要介護者と介助者が離れて暮らしている世帯（要介護度：低）
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> ①設計上の安全配慮がなされている <ul style="list-style-type: none"> ・センサーマットが要介護者に対し接触する必要がない ・センサーマットには電気配線が一切存在しない ②誤った情報発信により対応ミスを起こしてしまうリスクへの対策 ③個人情報漏洩リスクへの対策
	衛生性	<ul style="list-style-type: none"> 寝具の下に敷くセンサーマットは、コントロールBOX部と分離できる構造になっており、センサーマット部には電源を使用していないため、水による丸洗いが可能。汚れた場合は中性洗剤を用いて水洗いが可能。コントロールBOXは、アルコール消毒液を含ませた布でふき取りが可能。
検討会での評価		<ul style="list-style-type: none"> 施設などではニーズが増えてきているが、バイタル情報を在宅の方々が知って、次の医療行為につなげることは慎重に考えないといけない。 支援体制が確立されていない中でどう評価するか。

■平成29年度第1回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会（前回開催）での評価⑪

開発企業等からの提案内容	福祉用具名	転倒時の衝撃緩和機器
	提案理由	<p><期待される効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転倒による骨折の不安から活動が低下している高齢者が生活の参加・活動が増える ・自分の力で歩行や活動を行うため、筋力強化だけではなく体全体の強化が可能となる <p><保険対象の必要性・妥当性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まだ市場に定着しているものではなく、医師やケアマネジャー等の意見を聞きながら導入すべきものであるため、介護保険対象とすることにより、確実な運用を図る必要がある。
	有効性に関する検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・開発者による様々な転倒バリエーションを行い、衝撃緩和の有効性を確認しているが、高齢者による転倒検証は行っていない。
	利用者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒、立ち座り時の椅子からの落下、衝撃による骨折等に不安をもたれる方（著しい下肢筋力低下、脳疾患による片麻痺、パーキンソン症候群） ・歩行などによる筋力強化により症状が緩和される方（関節疾患、リウマチ、骨粗しょう症：要医師の診断）
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・電源喪失により期待される機能が発揮できない <p>対策：電源投入を必要とせず、下方向の加速度により電気を発生させることでブレーキ力をかける転倒時の安全評価</p> <p>対策：開発者による様々な転倒を行ない、衝撃が緩和されることを確認した</p>
	衛生性	<ul style="list-style-type: none"> ・直接肌に触れるものではないため、衛生面の問題はない。
検討会での評価		<ul style="list-style-type: none"> ・天井レールにジャケットをつなげ、転倒時の衝撃緩和を目的とする機器であるが、<u>住宅改修を伴うものであり、福祉用具貸与としては対象外である</u>と考える。

■平成29年度第1回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会（前回開催）での評価⑫

開発企業等からの提案内容	福祉用具名	外部通信付電動車いす
	提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者自身が自分の生活のことを自分でできるようにするための移動用具である。通信機能を活用することにより、外出への安心感を与えるとともに、外出することのモチベーションを高める。それによって、自立度の向上（買い物、通院など）、社会への参加（地域、コミュニティなどへの参加）、健康の維持（認知症予防など）を実現したいと考えている。
	有効性に関する検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・有効性に対する検証については、平成28年度に実施した調査事業の中で調査した。要介護者のQOLの向上や介護者の負担軽減を目指している。今後も随時調査していく予定である。
	利用者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ではない人 ・手すりがあれば立ち上がりは可能だが、自立で歩行することが困難な人 ・日常生活では、おおむねのことが一人で可能だが、遠くへ外出するには心理的、身体的不安を感じている人 ・介助者の支援がないと車いすへの移乗が困難な人
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS規格を取得予定である。
	衛生性	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の電動車いすと同様に、メンテナンス整備について協議した上で提供していく予定である。
検討会での評価		<ul style="list-style-type: none"> ・複合機能であるため現行では難しいが、これからIoT化されたものが必要となってくる中で、通信そのもの多様性や利用の責任なども含めて十分に検討する必要がある。

■平成29年度第1回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会（前回開催）での評価⑬

開発企業等からの提案内容	福祉用具名	履物
	提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・日本製の介護用履物は、S、M、Lと大まかな構成であるため、履く人の健康を害するおそれがある。この商品は、22cm～30cmまで14段階（6.6mm等差）の構成になっているため、ほとんどの人にフィットさせることができる。 ・また、日本の製品は、合成皮革やキャンバス等の素材であるため、耐久性も悪く蒸れてしまい、菌も繁殖し、介護者の健康を害することが懸念される。この履物は、介護の先進国であるヨーロッパ製であり、デザインも美しく、天然皮革であるために介護者の肌にも優しい商品である。履いた後は介護されているというコンプレックスを無くし、足腰の負担を軽減し歩くことを奨励する履物である。
	有効性に関する検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン性が高い種類も多いため、要介護者の気分が高揚する。そのため、内にこもりがちな人も外出したくなる。 ・足にフィットするために、足の自由度が高まり、ひざ・腰への負担が軽減する。要介護者が自分で体を動かせるようになるため、介護士にとっても作業負担が軽減する。
	利用者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> ・すべてのレベルの利用者を対象とする。
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・この靴は、利用者のサイズや介護の重度に合わせてフィットさせることができるため、脱げにくく、つまずきなどの事故軽減につながる。また、本人にとっても、個々の足の形に合わせて靴が伸び縮みするため、足の痛みも軽減される。ヨーロッパでは相当数が販売され、安全性には実績がある。
	衛生性	<ul style="list-style-type: none"> ・足は相当量の汗をかくので細菌が発生する。この履物の中敷きには、抗菌加工が施されており、衛生的に使用できる。高額品は、本革でできており、汗を外に排出する。日本製は、合成皮革であり足が蒸れるため不衛生である。また、キャンバス（布生地）も生地に汗が溜まる。
検討会での評価		<ul style="list-style-type: none"> ・一般の品物であり、消耗品であることから対象外である。

■平成29年度第1回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会（前回開催）での評価⑭

開発企業等からの提案内容	福祉用具名	嚥下機器
	提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 摂食嚥下のモニタリングは大変重要であると痛感している。本製品を活用することにより、嚥下状態の可視化が可能であり、介助者にとっても患者の嚥下状態を容易に確認することで早期発見による誤嚥性肺炎の予防に寄与するものとして、普及を促す意味からも保険適用により手軽に入手できる環境が必要と考える。
	有効性に関する検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 摂食嚥下機能に問題がある場合、安易に経管栄養摂取となりがちであるが、本製品は、嚥下時の負荷なども波形で可視化できることから、最適な硬さの食物をすることができ、経口摂食による栄養摂取に積極的に取り組む老人介護施設、リハビリテーション病院等が増えてきている。経口摂食は、患者のQOLに非常に大きな影響があり、また噛む行為は脳にとっての影響も大きいと考えられることから非常に重要なテーマである。
	利用者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> ・ 梗塞などにより嚥下機能に支障があり、誤嚥、窒息の危険性のある方
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嚥下内視鏡や造影検査と異なり、ファイバースコープ挿入、被爆リスクなどはない。センサーを頸部に装着して利用するだけで手軽に嚥下状態を確認することができる。機器はコンパクトであり、持ち運びが負担なく行える。
	衛生性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査を行う際にセンサーを頸部に装着するが、使い捨ての専用包帯を用いることにより複数名の利用に際して、衛生面の問題はクリアしている。 ・ センサーは、表面はアルミニウム製であり、アルコール消毒が可能である。金属アレルギーのある方は、ラップ等で覆うことにより、金属部分が肌に直接接触せずに検査することも可能である。
検討会での評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正確に嚥下の状態を把握できるかどうかのエビデンスを積み重ね、その上でどういう体制であれば在宅で使用できるようにするかという話である。 ・ <u>医療の観点から使用されるべきであり、危険性やリスクがあるので余程の条件を揃えないと負担がかかる。</u> 	

(参考) 平成27年度第1回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の評価結果

■平成27年度第1回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会での評価

開発企業等からの提案内容	福祉用具名	モーター駆動による歩行器
	提案理由	<ul style="list-style-type: none"> 従来の歩行器は歩行支援機器として多くの者が利用しているが、坂道の安全な歩行に対し課題があった。下り坂や平地に関しては自動で制動が行われる機器が流通しているが、下れば上らなければならない『上り』に対する配慮がなされている機器はなく、本当の意味で屋外の歩行を支援できる機器が本機器であると考えます。 従来の歩行器への追加機能としてロボット技術を搭載しているため、使用方法は従来品と変わらず、ロボット技術を搭載した新しいものを使用することに対する利用者の心配や抵抗感に対する最大限の配慮がなされている。 利用者の活動範囲を広げ外出機会(社会参加)の増加の促進に繋がり、身体機能の低下軽減も期待できる。
	有効性に関する検証結果	<ul style="list-style-type: none"> 歩行器にロボット技術を搭載(アシスト及び制動)することにより、利用者にどのような効果が期待できるのかを定量的に評価。機器使用時の使用者の筋電測定及び機器の加速度を測定し歩行の変化や筋肉への負担(使用量)を測定。
	利用者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> 従来の歩行器で歩行が可能な者。 坂道などの生活環境によって歩行器の利用に制限がある者。 移動に関して、一部介助や見守りが必要な者。 歩行バランスが悪い疾患やパーキンソン病のように歩行時に止まりにくい疾患の者。
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> 外部EMIにより引き起こされるロボットの誤動作 ⇒ 放射イミュニティ試験を満足する設計(JIST9206) バッテリー異常による発煙・発火 ⇒ バッテリーパックPSE認定取得(電気用品安全法) 使用者不在時に機器が動きだす ⇒ ハンドル把持検出(ハンドルを握っていない時は機器が停止するように制御する。) 電源喪失による予期せぬ急停止・転倒 ⇒ バッテリー残量が少なくなりシステムが終了する前に、速度零制御により一旦停止する。 不十分な耐性によるロボット部品の不具合 ⇒ 起動時自己診断により、機器の各部の正常性を確認してからアシスト運転を開始する。 不十分な耐性によるロボット部品の不具合 ⇒ 故障検出により、アシスト23運転中に異常が確認された時はモータの速度零制御により保護停止する。(モータ系故障の際にはモータリレーを開放する)
	衛生性	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には従来機器同様のメンテナンスが可能。 ※消耗部品については交換対応が可能。 電装部品については取り外しが可能であり、高圧洗浄等衛生面に対しても配慮。

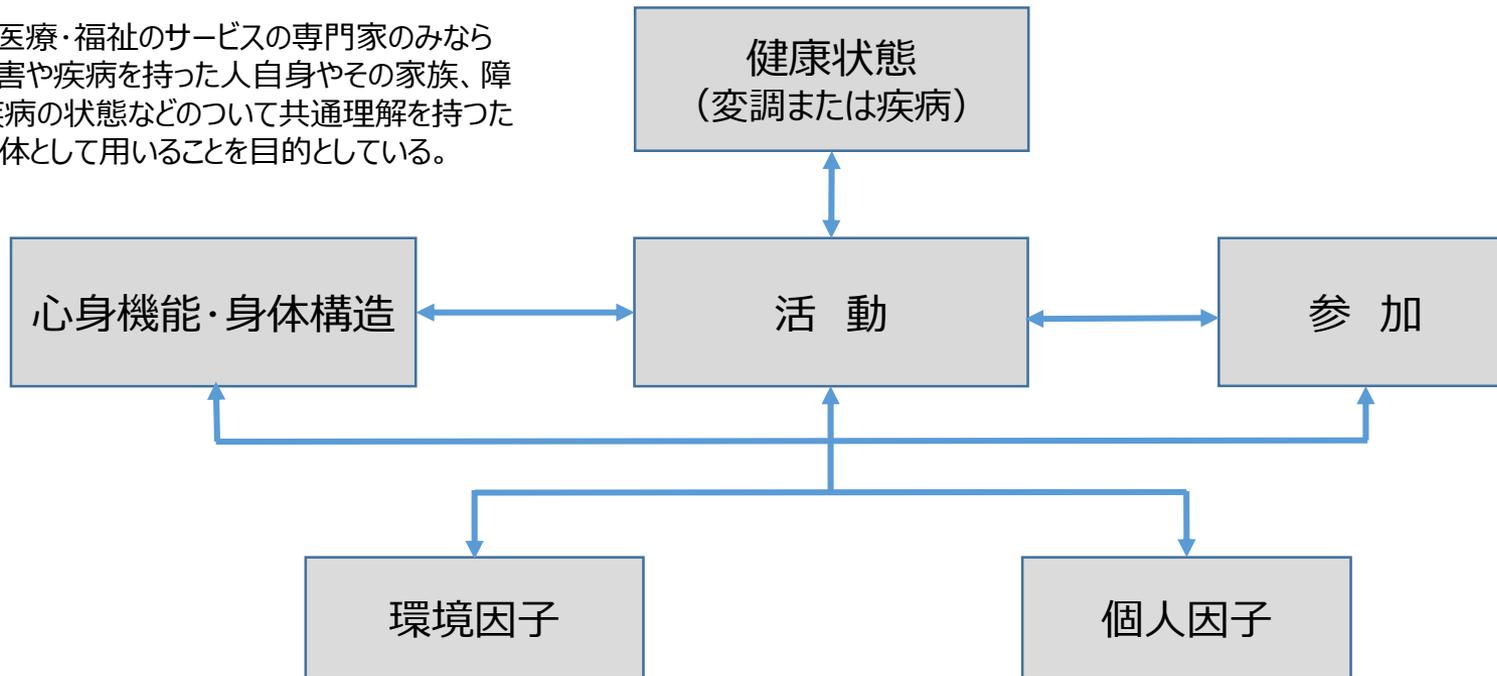
■平成27年度第1回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会での評価（つづき）

検討会での評価

- ・坂道が多い町では、歩行器を使いにくかったり、下り坂が怖かったりする方が多いので、（今回提案のあった）自動制御機能の安全性が確保できるのであれば、買い物など外出支援に一層つながるのではないか。
- ・歩行器を使わないと歩けないような方々は極めて転倒しやすいので、一般の歩行器と比べて動力の制御が（転倒リスクを）ある程度カバーしてくれることから、坂道だけでなく有効であると考ええる。
- ・現在給付対象となっている歩行器よりも制御機能がついている分、安全性の面ではプラスであると考えられる。
- ・利用上の安全性については、過去にも、具体的な品目ごとに臨床評価が条件とされた例がある。
- ・利便性は従来のももの延長線上にあって、安全性に対してロボット技術が適用されて、その有用性を認めるということになるだろう。従来と同じ製品であったとしても、ロボット技術を導入することによって安全性が高まるのであれば、導入促進にも向かうだろうし、開発事業者に対するメッセージ性が高いと考える。
- ・電動車いすが認められているように、歩行器についても電動が認められていくだろうという展望はある。
- ・「歩行器」の範囲に新たに追加することが適当である。

(参考) ICF (国際生活機能分類) の概要

保健・医療・福祉のサービスの専門家のみならず、障害や疾病を持った人自身やその家族、障害や疾病の状態などのついて共通理解を持つための媒体として用いることを目的としている。



【ICFの構成領域と第1レベルまでの分類】

〈心身機能〉

1. 精神機能
2. 知覚機能の痛み
3. 音声と発話機能
4. 心血管系・血液系・免疫系・呼吸器系の機能
5. 消化器系・代謝系・内分泌系の機能
6. 尿器・性・生殖の機能
7. 神経筋骨格と運動に関する機能
8. 皮膚および関連する構造の機能

※身体構造 (略)

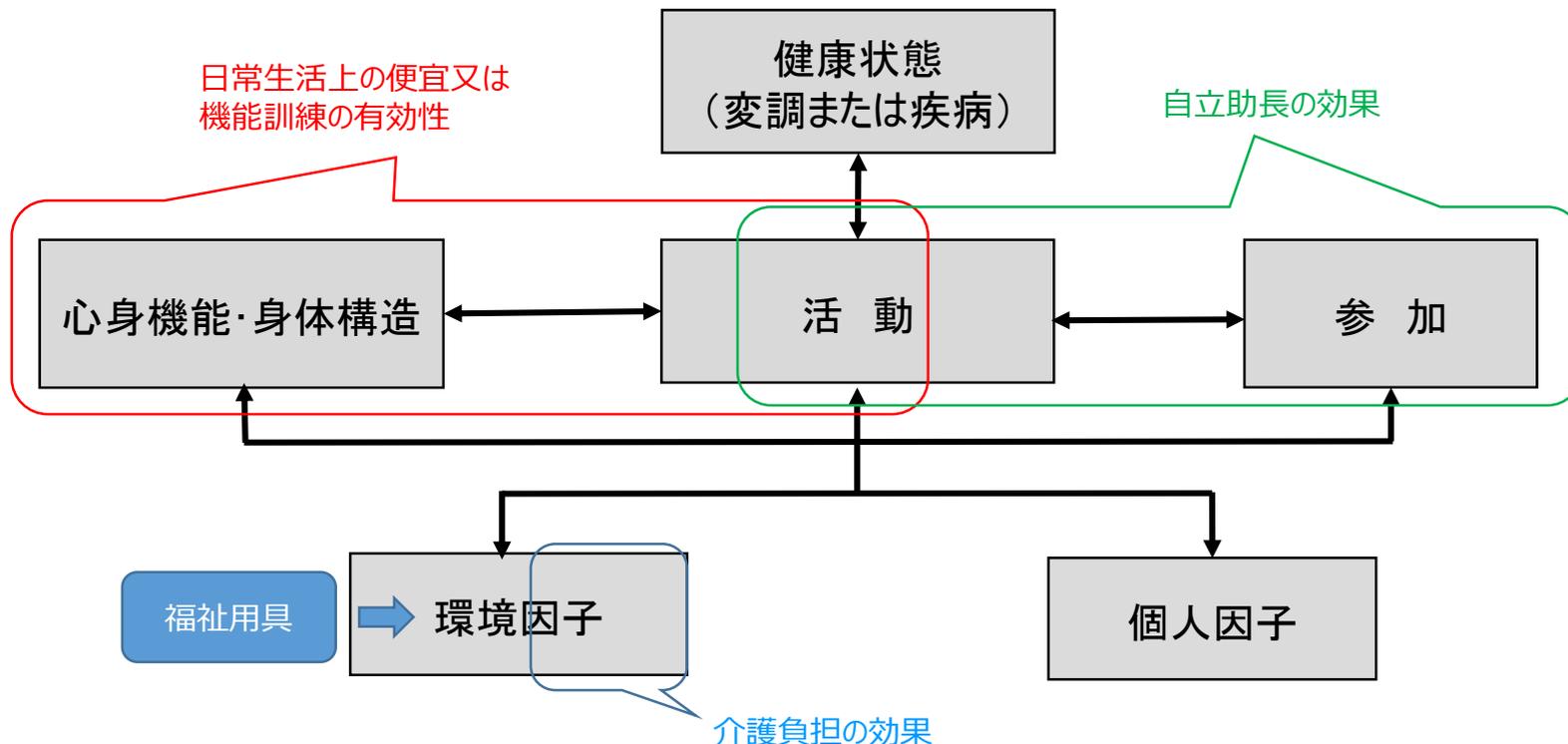
〈活動と参加〉

1. 学習と知識の応用
2. 一般的な課題と要求
3. コミュニケーション
4. 運動・移動
5. セルフケア
6. 家庭生活
7. 対人関係
8. 主要な生活領域
9. コミュニティライフ・社会生活・市民生活

〈環境因子〉

1. 生産品と用具
2. 自然環境と人間がもたらした環境変化
3. 支援と関係
4. 態度
5. サービス・制度・政策

ICF（国際生活機能分類）と介護保険の福祉用具の有効性の考え方の関係整理



- ICFの概念を参考に、目的とする機能や活動・参加について、エビデンスを得るために、適切な評価指標を選択することが必要である。得られた測定結果を分析し、エビデンスを示すことや有効であった症例を具体的に報告する。

＜日常生活上の便宜又は機能訓練の有効性の評価指標の例＞

運動に関する機能	筋力、持久力、筋電（図）等
精神機能	意欲（VI）、認知機能の評価尺度 等
皮膚の状態	褥瘡指標、体圧測定、サーモグラフィ測定 等
排泄機能	排尿・排便の回数、尿量 等
基本・生活動作	歩行速度、歩行バランス、日常生活動作の遂行時間・頻度 等
介助の負担	介助者の時間や回数、介護負担尺度 等

＜自立助長の効果の評価指標の例＞

- ・ 利用者の自立度
（BI等のADL評価指標を活用）
- ・ 利用者の要介護度の維持・改善
- ・ 社会生活の変化
（行動範囲、外出頻度、QOL評価等の評価指標を活用）

介護保険の福祉用具における使用効果についてのデータの考え方（例）

- ・調査した対象者の心身機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の状態像、人数、使用場所等を明確にする。
- ・提案の機器を使用した際の生活の変化や有効性（期待する効果）を示すために、測定や標準化された指標等を選び、客観的なデータを収集する。

例：排泄関連機器

福祉用具の使用場面・場所

【対象者像】

要支援・
要介護者の状態

* 自立度で分類、
対象を定義、
またはICFの考え方
で症例の心身機能
を示す等

【使用前の評価】

- 日常生活・機能訓練の指標
 - 排泄動作遂行状況
（時間や頻度、動作分析を含む）
 - ADL（排泄動作）点数
 - 意欲
等のアウトカム指標を選択
- 自立の助長の指標
 - ADL尺度（総合点）
 - 自立度
 - QOL評価
等も選択

【使用後の評価】

- ・測定値や指標から得られたデータを
前後で比較、分析をする。
- * 単純に計測数字だけでは比較でき
ない場合、スコアの差を比較したり、
統計処理を行う。
- * 既成の製品と比較する方法もある。
- * 症例報告の場合は、対象者に関
する詳細な情報や評価結果が必要。

介護者の属性

- 介護負担の指標
 - 介護負担尺度
 - 介護時間
等から選択

※介護者のデータのみではなく、利用
対象者の状況を含むことが望ましい。

(参考) 有効性を示すための計測手法・指標の例

※ICF (国際生活機能分類) に基づき、主な評価項目・指標を整理 (身体構造は省略)

【心身機能に関する指標】

精神機能	全般的精神機能：見当識（場所、時間、人）、意欲（VI：Vitality Index）、睡眠の量など 個別的な精神機能：うつ尺度（SDS）、知的記憶（ベントン視覚記憶検査、日本版リバーミード行動記憶検査など）、注意機能（TMT、PASAT、CATなど）、高次認知機能検査、遂行機能（BADS日本語版、標準高次動作性検査など）、認知症評価尺度（HDS-R、MMSE、CDRなど）、BPSD(DBDスケール)など
感覚機能と痛み	感覚検査（視覚、聴覚と前庭、その他の感覚機能）、疼痛検査（NRS、VAS、VRS、FPS：Face Pain Scale）など
音声・発話機能	標準失語症検査（SLTA）、標準ディサースリア検査（AMSD）など
神経筋骨格と運動に関連する機能	筋力（握力、など）、持久力、筋緊張、筋電図による評価、歩行パターン機能など
心血管系・呼吸器系等の機能	血圧、心拍数、呼吸数、酸素摂取量、経皮的酸素飽和度（SpO ₂ ）、Borgスケール（修正Borgスケール）など
尿路等の機能	排尿・蓄尿機能（ウロダイナミクス）、尿量、排尿の回数など
皮膚および関連する構造の機能	褥瘡指標（ブレードスケール、DESIGN-R）、体圧測定、サーモグラフィ測定など
消化器系などの機能	咀嚼・嚥下機能（質問紙法、リスク評価尺度、反復唾液嚥下テスト、改訂水飲みテスト、画像的検査（VF、VE）など 排便量、排便の回数など

【活動・参加に関する指標】

運動・移動	姿勢の変化（Trunk Control Test：TCT）、歩行速度（5m、6m、10mなど）、歩数、歩幅、歩行時間（1日）、加速度、歩行バランス（Functional Reach Test：FRT、Timed UP and Go Test：TUGなど）、転倒に関する自己効力感など
セルフケア	排泄（動作の自立度、動作遂行時間・頻度など）、更衣（動作の自立度、動作遂行時間・頻度など）、食べる（動作の自立度、動作遂行時間・頻度など）、入浴（動作の自立度、入浴遂行時間・頻度など）、健康管理（薬の内服状況など）など
コミュニケーション	理解、話すこと
家庭生活	調理（作業工程の自立度、時間など）、家事（作業工程の自立度、時間など）、買い物の頻度など
一般的な課題と要求	ストレスチェックなど
コミュニティライフ	趣味、散歩、興味・関心チェックシートなど

(参考) 有効性を示すための計測手法・指標の例

※ICF (国際生活機能分類) に基づき、主な指標を整理 (身体構造は省略)

【活動・参加に関する指標】(続き)

* ADLの総合評価	ADL : バーセル指数:Barthel Index (BI)、機能的自立度評価法 : Functional Independence Measure(FIM)、高齢障がい者の日常生活自立度(寝たきり度)、認知症高齢者の日常生活自立度など IADL (手段的ADL) : Lawtonの評価法、Frenchay Activities Index (FAI)、老研式活動能力指標など
社会参加	Community Integration Questionnaire (CIQ)、Craig Handicap Assessment and Reporting Technique (CHART) など
QOL	改訂PGCモラル・スケール、生活満足度尺度K (LSIK)、SF-36、Sickness Impact Profile (SIP)、WHO/QOL-26、WHO-5精神的健康状態表など
その他	Life-Space Assessment (LSA)、行動変容ステージなど

【介護者に関する指標】

介護者の負担軽減	心理ストレス反応尺度 (SRS-18) など
介護の頻度・時間	介助の頻度・回数など

(参考) 有効性を示すための計測手法・指標の例

要介護者等の自立の促進（要介護認定調査票）

○ 要介護認定調査票（基本調査）の調査項目は、以下の第1群～第5群によって構成されている。

1 身体機能・起居動作	1-1	麻痺	有無	1:ない、2:左上肢、3:右上肢、4:左下肢、5:右下肢、6:その他(四肢の欠損)
	1-2	拘縮	有無	1:ない、2:肩関節、3:股関節、4:膝関節、5:その他(四肢の欠損)
	1-3	寝返り	能力	1:つかまらないでできる、2:何かにつかまればできる、3:できない
	1-4	起き上がり	能力	1:つかまらないでできる、2:何かにつかまればできる、3:できない
	1-5	座位保持	能力	1:できる、2:自分の手で支えればできる、3:支えてもらえればできる、4:できない
	1-6	両足での立位	能力	1:支えなしでできる、2:何か支えがあればできる、3:できない
	1-7	歩行	能力	1:つかまらないでできる、2:何かにつかまればできる、3:できない
	1-8	立ち上がり	能力	1:つかまらないでできる、2:何かにつかまればできる、3:できない
	1-9	片足での立位	能力	1:支えなしでできる、2:何か支えがあればできる、3:できない
	1-10	洗身	介助	1:介助されていない、2:一部介助、3:全介助、4:行っていない
	1-11	つめ切り	介助	1:介助されていない、2:一部介助、3:全介助
	1-12	視力	能力	1:普通(日常生活に支障がない)、2:約1m離れた視力確認表の図が見える、3:目の前に置いた視力確認表の図が見える、4:ほとんど見えていない、5:見えているのか判断不能
	1-13	聴力	能力	1:普通、2:普通の声がやっと聞き取れる、3:かなり大きな声なら何とか聞き取れる、4:ほとんど聞こえない、5:聞こえているのか判断不能

要介護者等の自立の促進（要介護認定調査票）（つづき）

2 生活機能	2-1	移乗	介助	1:介助されていない、2:見守り等、3:一部介助、4:全介助
	2-2	移動	介助	1:介助されていない、2:見守り等、3:一部介助、4:全介助
	2-3	えん下	能力	1:できる、2:見守り等、3:できない
	2-4	食事摂取	介助	1:介助されていない、2:見守り等、3:一部介助、4:全介助
	2-5	排尿	介助	1:介助されていない、2:見守り等、3:一部介助、4:全介助
	2-6	排便	介助	1:介助されていない、2:見守り等、3:一部介助、4:全介助
	2-7	口腔清潔	介助	1:介助されていない、2:一部介助、3:全介助
	2-8	洗顔	介助	1:介助されていない、2:一部介助、3:全介助
	2-9	整髪	介助	1:介助されていない、2:一部介助、3:全介助
	2-10	上衣の着脱	介助	1:介助されていない、2:見守り等、3:一部介助、4:全介助
	2-11	ズボン等の着脱	介助	1:介助されていない、2:見守り等、3:一部介助、4:全介助
	2-12	外出頻度	有無	1:週1回以上、2:月1回以上、3:月1回未満
3 認知機能	3-1	意思の伝達	能力	1:調査対象者が意思を他者に伝達できる、2:ときどき伝達できる、3:ほとんど伝達できない、4:できない
	3-2	毎日の日課を理解	能力	1:できる、2:できない
	3-3	生年月日をいう	能力	1:できる、2:できない
	3-4	短期記憶	能力	1:できる、2:できない
	3-5	自分の名前をいう	能力	1:できる、2:できない
	3-6	今の季節を理解	能力	1:できる、2:できない
	3-7	場所の理解	能力	1:できる、2:できない

要介護者等の自立の促進（要介護認定調査票）（つづき）

認知機能	3-8	徘徊	有無	1:ない、2:ときどきある、3:ある
	3-9	外出して戻れない	有無	1:ない、2:ときどきある、3:ある
4 精神・行動障害	4-1	被害的	有無	1:ない、2:ときどきある、3:ある
	4-2	作話	有無	1:ない、2:ときどきある、3:ある
	4-3	感情が不安定	有無	1:ない、2:ときどきある、3:ある
	4-4	昼夜逆転	有無	1:ない、2:ときどきある、3:ある
	4-5	同じ話をする	有無	1:ない、2:ときどきある、3:ある
	4-6	大声を出す	有無	1:ない、2:ときどきある、3:ある
	4-7	介護に抵抗	有無	1:ない、2:ときどきある、3:ある
	4-8	落ち着きなし	有無	1:ない、2:ときどきある、3:ある
	4-9	一人で出たがる	有無	1:ない、2:ときどきある、3:ある
	4-10	収集癖	有無	1:ない、2:ときどきある、3:ある
	4-11	物や衣類を壊す	有無	1:ない、2:ときどきある、3:ある
	4-12	ひどい物忘れ	有無	1:ない、2:ときどきある、3:ある
	4-13	独り言・独り笑い	有無	1:ない、2:ときどきある、3:ある
4-14	自分勝手に行動する	有無	1:ない、2:ときどきある、3:ある	
4-15	話がまとまらない	有無	1:ない、2:ときどきある、3:ある	
社会生活	5-1	薬の内服	介助	1:介助されていない、2:一部介助、3:全介助
	5-2	金銭の管理	介助	1:介助されていない、2:一部介助、3:全介助

要介護者等の自立の促進（要介護認定調査票）（つづき）

5 社会 生活 への 適応	5-3	日常の意思決定	能力	1:できる(特別な場合でもできる)、2:特別な場合を除いてできる、 3:日常的に困難、4:できない
	5-4	集団への不適応	有無	1:ない、2:ときどきある、3:ある
	5-5	買い物	介助	1:介助されていない、2:見守り等、3:一部介助、4:全介助
	5-6	簡単な調理	介助	1:介助されていない、2:見守り等、3:一部介助、4:全介助

「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」

(平成16年6月17日老振発第0617001号厚生労働省老健局振興課長通知) 抜粋

～使用が想定しにくい状態像・要介護度～

	想定しにくい状態像	想定しにくい要介護度等
車いす	<p><u>歩行：つかまらないでできる</u> 車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。</p> <p>※ <u>電動型車いすの場合、短期記憶：できない</u> 普通型電動車いすは、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。 したがって、重度の痴呆状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合は、電動車いすの安全な操作方法を習得することは困難と考えられることから、使用は想定しにくい。</p>	<p><u>要支援</u> 車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。</p> <p>※ <u>電動型車いすの場合、要介護5</u> 重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合の多い「要介護5」での使用は想定しにくい。</p>
車いす付属品	<p>併用している車いす（自走用標準型、介助用標準型、普通型電動）と同様。 但し、自走用の電動補助装置は、普通型電動車いすと同様。</p>	<p>併用している車いす（自走用標準型、介助用標準型、普通型電動）と同様。 但し、自走用の電動補助装置は、普通型電動車いすと同様。</p>
特殊寝台	<p><u>寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる</u> 特殊寝台は、起き上がり等の動作を補助するもので、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が無理な姿勢で介助を行うことにより身体を痛める危険性を避けるために使用される福祉用具である。したがって、寝返り、起き上がり、立ち上がりがつかまらないでできる場合の使用は想定しにくい。</p>	<p><u>要支援</u> 特殊寝台は、起き上がり等の動作を補助するもので、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が無理な姿勢で介助を行うことにより身体を痛める危険性を避けるために使用する福祉用具である。したがって、寝返り、起き上がり、立ち上がりの動作が可能な場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。</p>

「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」

(平成16年6月17日老振発第0617001号厚生労働省老健局振興課長通知) 抜粋

想定しにくい状態像		想定しにくい要介護度等
特殊寝台 付属品	<p>サイドレール <u>寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる</u> サイドレールは、特殊寝台からの転落防止や寝具のズレ落ちを防ぐために使用するものである。見守り、支えがあれば移動等に関連する動作が可能な場合には、特殊寝台からの転落や寝具のズレ落ちを自ら防ぐことができると考えられる。なお、起き上がりや立ち上がりの支えとしてサイドレールを使用することは危険を伴うため、使用すべきでない。</p> <p>マットレス、ベッド用手すり、テーブル 特殊寝台と同様。</p>	<p>サイドレール、マットレス、ベッド用手すり、テーブル 特殊寝台と同様。</p>
床ずれ防止用具	<p><u>寝返り：つかまらないでできる</u> 床ずれ防止用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。したがって、つかまらないで寝返りなどの動作が可能な場合、自らの力で体圧分散を図ることができるため、使用が想定しにくい。</p>	<p><u>要支援、要介護 1</u> 床ずれ防止用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。「要支援」、「要介護 1」の場合、寝返りが可能な場合が多く、自らの力で体圧分散を図ることができるため、使用が想定しにくい。</p>
体位変換器	<p><u>寝返り：つかまらないでできる</u> 体位変換器は、寝返りなど姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。したがって、寝返りがつかまらないでできる場合、自らの力で姿勢変換を行うことができるため、体位変換器の使用は想定しにくい。</p>	<p><u>要支援、要介護 1</u> 体位変換器は、寝返りなど姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。したがって、寝返りがつかまらないでできる場合、自らの力で姿勢変換を行うことができるため、体位変換器の使用は想定しにくい。</p>
手すり、スロープ 歩行器、 歩行補助つえ	なし	なし

「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」

(平成16年6月17日老振発第0617001号厚生労働省老健局振興課長通知) 抜粋

	想定しにくい状態像	想定しにくい要介護度等
認知症老人 徘徊感知機器	<p><u>移動：全介助</u> コミュニケーション等に関連する項目（視力、聴力を除く）： 以下の全てに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思の伝達：調査対象者が意志を他者に伝達できる ・介護者の指示への反応：介護者の指示が通じる ・記憶・理解（全ての項目について）：できる ・認知症の周辺症状：ない <p>認知症老人徘徊感知機器は、認知症高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出るのを家族や介助者に知らせる福祉用具である。したがって、移動が全介助である場合や認知症の症状がない場合の使用は想定しにくい。</p>	<p><u>要支援、要介護5</u> 認知症老人徘徊感知機器は、認知症高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出るのを家族や介護者に知らせる福祉用具である。したがって、認知症の症状がほとんどないと思われる「要支援」、移動が全介助の場合が多い「要介護5」での使用は想定しにくい。</p>
移動用リフト (つり具の部分を除く。)	<p><u>移乗：自立又は見守り等</u> <u>立ち上がり：つかまらなくてもできる又は何かにつかまればできる</u> 移動用リフトは、ベッドから車いすなどへの移乗が自力では困難な場合に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが可能な場合の使用は想定しにくい。</p>	<p><u>要支援、要介護1・2</u> 移動用リフトは、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援」、「要介護1」、「要介護2」での使用は想定しにくい。</p>
腰掛便座	<p><u>座位保持：できない</u> <u>※ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器の場合</u> <u>歩行：つかまらなくてもできる、移動：自立</u> 腰掛便座は、座ったり立ち上がったりすることが困難なためにトイレを利用することが困難な時に使用する福祉用具である。したがって、座位保持ができない場合の使用は想定しにくい。 また、便座、バケツ等からなり、移動可能である便器については、主にベッドサイドで使用するものである。したがって、移動等が自立している場合の使用は想定しにくい。</p>	<p><u>便座、バケツ等からなり、移動可能である便器</u> <u>要支援</u> 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器については、主にベッドサイドで使用する福祉用具である。したがって、移動が自立している場合の多い「要支援」での使用は想定しにくい。</p>

「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」

(平成16年6月17日老振発第0617001号厚生労働省老健局振興課長通知) 抜粋

想定しにくい状態像		想定しにくい要介護度等
入浴補助用具	なし	簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。入浴補助用具は、一般浴槽の利用が前提となるため、簡易浴槽との併用は想定しにくい。
簡易浴槽	<p><u>歩行：つかまらな</u>い<u>で</u>できる</p> <p><u>移動：自立</u></p> <p>簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。したがって、屋内での移動が自立している場合には一般浴槽の利用が可能なが多く、使用が想定しにくい。</p>	<p><u>要支援</u></p> <p>簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。したがって、歩行や移動が自立している場合の多い「要支援」での使用は想定しにくい。</p> <p>入浴補助用具は、主に浴槽への出入り等の補助を目的とする福祉用具である。簡易浴槽は一般浴槽の利用が困難な人が使用する機会が多いため、入浴補助用具との併用は想定しにくい。</p>
移動用リフトのつり具の部分	<p><u>移乗：自立又は見守り等</u></p> <p><u>立ち上がり：つかまらな</u>い<u>で</u>できる<u>又は何かにつかまれば</u>できる</p> <p><u>る</u></p>	<u>要支援、要介護 1・2</u>

(参考) JISを取得している介護保険における福祉用具

○ 現行種目のJIS制定状況は、以下のとおり。

※ 貸与種目のうち認知症徘徊感知器、自動排泄処理装置、販売種目のうち自動排泄処理装置の交換可能部、簡易浴槽については策定されていない。
また種類では、貸与種目の車いす付属品のうち、電動補助装置、ブレーキ、特殊寝台付属品のうち、サイドレール、マットレス、ベッド用手すり、スライディングボード・スライディングマット、介助用ベルト、歩行補助つえのうち、カナディアン・クラッチ、プラットホームクラッチ、多点杖、販売種目の腰掛便座のうち電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの、入浴補助用具のうち入浴用ベルトについては策定されていない。

貸与	車いす	・手動車いす：T9201:2016 ・電動車いす：T9203:2016
	車いす付属品	・車いす用クッション：T9271:2015 ・車いす用テーブル：T9272:2015
	特殊寝台	・在宅用電動介護用ベッド：T9254:2016
	特殊寝台付属品	・ベッド用テーブル：T9269:2013
	床ずれ防止用具	・在宅用床ずれ防止用具－静止形交換マットレス：T9256-2:2016 ・在宅用床ずれ防止用具－圧切替形マットレス：T9246-3:2016
	体位変換器	・体位変換用具：T9275:2015
	手すり	・据置形手すり：T9281:2016
	スロープ	・車いす用可搬形スロープ：T9207:2008
	歩行器	・歩行器：T9264:2012 ・歩行車：T9265:2019
	歩行補助つえ	・木製松葉づえ：T9204:1994 ・エルボクラッチ：T9266:2012
	移動用リフト	・移動式リフト：T9241-2:2015 ・設置式リフト：T9241-3:2015 ・立ち上がり用リフト：T9241-6:2015 ・浴槽設置式リフト：T9241-7:2015
販売	腰掛便座	・ポータブルトイレ：T9261:2011 ・和式洋式変換便座：T9262:2011 ・補高便座：T9268:2011
	入浴補助用具	・入浴台：T9257:2010 ・浴室内及び浴槽内すのこ：T9258:2010 ・浴槽内いす：T9259:2010 ・入浴用いす：T9260:2011
	移動用リフトのつり具の部分	・リフト用スリング：T9241-5:2015

(参考) 介護保険の福祉用具におけるJISの取扱いについて

- 現行解釈通知でJISに言及しているのは「車いす」のみ。
- いずれも「該当するもの及びこれに準ずるもの」としており、必ずしもJISを取得している必要はない。

告示

- 自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。

解釈通知

- 貸与告示規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。

自走用標準型車いす	<p>日本工業規格(JIS)T9201:2006のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。</p> <p>また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。</p>
普通型電動車いす	<p>日本工業規格(JIS)T9203:2010のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。</p> <p>なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあっては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。</p>
介助用標準型車いす	<p>日本工業規格(JIS)T9201:2006のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。</p> <p>また、日本工業規格(JIS)T9203:2010のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。</p>

(参考) 介護保険の福祉用具の運営基準

- 福祉用具の安全性は、福祉用具貸与事業者によっても担保されている。

運営基準

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省告示37号)

福祉用具貸与

第193条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与(以下、「指定福祉用具貸与」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第198条 2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。

第199条 2 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

3 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

4 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。

第205条 第8条から第19条まで、第21条、第26条、第33条、第34条、第35条から第38条まで、第52条並びに第101条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。

第37条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(参考) 複合機能を有している福祉用具の例

【福祉用具貸与】

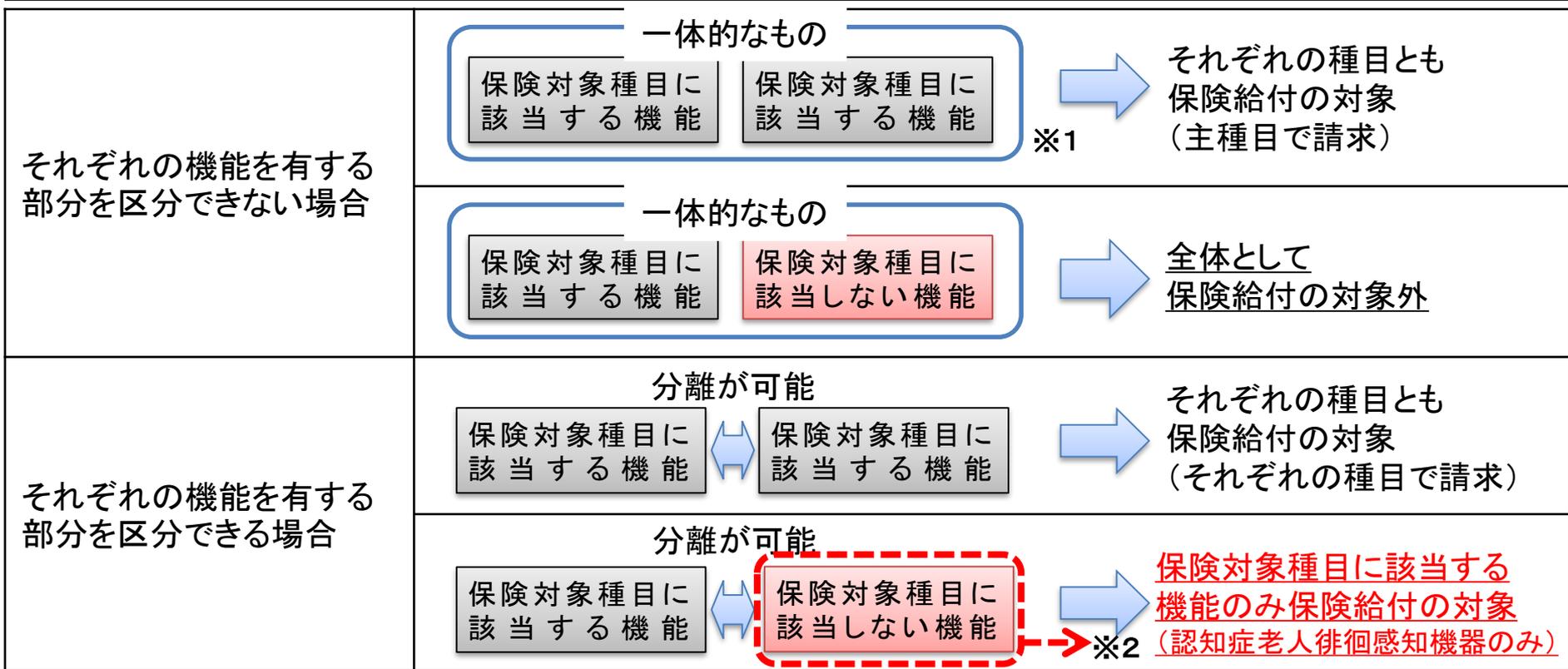
種 目	内 容
車いす	<u>S I M</u> カードによる <u>通信機能</u> を有しており、遠隔操作やメンテナンスの利便性を高めるもの
特殊寝台	フードボード等に装備された <u>L E D</u> ライト
特殊寝台	<u>災害から身を守るフレーム付</u> のベッド
特殊寝台付属品	<u>サイドラック付き</u> テーブル
手すり	<u>一般用テーブル</u> と手すりを一体化したもの
手すり	<u>階段（踏み台）付</u> の手すり
歩行器	体の前に握手を配置せずとも使用できる歩行車
歩行器	<u>トレイ付き</u> の歩行車
認知症老人徘徊感知機器	<u>G P S</u> 機能がついたもの <u>室温・湿度・照度等センサ</u> が装備されたもの <u>緊急通報装置、コミュニケーション機能、バイタルチェック機能</u> が付いたもの

【福祉用具購入】

種 目	内 容
入浴補助用具	<u>シャワーノズル</u> の付いた入浴用いす

複合的機能を有する福祉用具の取扱について

- 介護保険の給付対象となる福祉用具について、2つ以上の機能を有するもののうち、福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱うこととしている。
- このことは、その福祉用具に求める機能以外に他の機能が付加されることで、福祉用具の貸与(購入)価格が上がり、介護給付費の増大につながることを防止するための措置。
- ただし、福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合は、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。



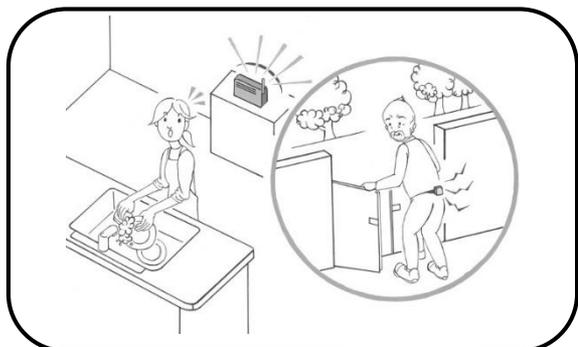
※1 特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断。

※2 保険対象種目に該当しない機能に関する費用は自己負担で利用可。

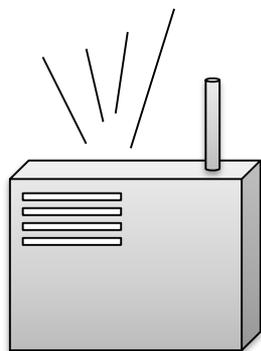
保険対象種目に該当する機能と保険対象種目に該当しない機能が混在している場合であって、それぞれの機能が分離可能な場合の取扱イメージ

介護保険の対象となる機能

利用者が必要に応じて選択し
利用できる機能



介護保険の対象として
想定している利用例



認知症老人
徘徊感知機器

分離可

屋外で情報をキャッチ

自己負担で
利用可



利用者が選択的に
追加する機能
(オプション)

メール等でお知らせする機能
※メール等でお知らせする機能に
係る主な機能・構造等は本体外
であるオプションに帰属。